

# 徳島県情報公開審査会答申第120号

## 第1 審査会の結論

次に掲げる文書につき、これを保有していないとして公開請求を拒否した徳島県知事の決定は妥当である。

ただし、徳島県知事は、請求者に対し、保有する公文書等について参考となる情報の提供をすべきである。

- 1 廃棄物の再生利用業者の〇〇（株）が平成14年、〇〇農園に対して約1752トンの汚泥発酵肥料を無償で搬入したことに関する徳島県保管の資料。（以下「請求1」という。）
- 2 1の〇〇農園への鋤き込みに関して、人件費までもの〇〇（株）が負担していたことに関する徳島県保管の資料。（以下「請求2」という。）
- 3 1の〇〇農園への搬入に関して、搬入量を過小報告していたことに関する徳島県保管の資料。（以下「請求3」という。）
- 4 1の〇〇農園への搬入に関して、販売したとの虚偽報告をしていたことに関する徳島県保管の資料。（以下「請求4」という。）
- 5 1の〇〇農園への搬入に関して、〇〇（株）は、「肥料置場」として借地代金まで支出していたことに関する徳島県保管の資料。（以下「請求5」という。）
- 6 〇〇（株）が徳島県に提出した決算報告書には、賃貸物件の用途が「肥料置場」から「試験田」に改ざんされていたことがわかる徳島県保管の資料。（以下「請求6」という。）
- 7 〇〇（株）の虚偽報告に関して、徳島県が行政処分や告発を検討したことの有無がわかる徳島県保管の資料。（以下「請求7」という。）

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成22年7月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し、請求1から請求7までの7項目についての公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

### 2 実施機関の決定

平成22年8月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成22年9月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成22年10月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年8月31日付環整第3160号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書にかかる請求拒否決定処分を取り消す」との決定を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書、当審査会での口頭意見陳述等における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件処分は、当該公文書が存在するにもかかわらず、不存在としたもので、違法である。

(2) 異議申立人が告発人の代理人として、〇〇(株)(以下「〇〇社」という。)の代表取締役ほか1名を廃棄物処理法の不法投棄罪と河川法施行令違反で告発した件につき、徳島地方検察庁は、平成21年10月23日不起訴としたが、この処分に不服を申し立てたところ、徳島検察審査会は、平成22年7月16日、不起訴不当の議決を行った。

(3) 徳島検察審査会は、議決の理由の中で、「被疑者らは、本件各土地以外の数カ所にも大量の汚泥発酵肥料の投棄を行っていた。特に平成14年、〇〇農園に対して約1752トンもの汚泥発酵肥料が無償で搬入されたうえ、鋤き込みにかかる人件費までも本件会社が負担していた。そのうえ、徳島県には搬入量を過小報告したうえ、販売したとの虚偽報告までしていた。このように、本件会社は『肥料置場』として借地代金を支出してまで、本件各土地以外にも数カ所にわたって汚泥発酵肥料を搬入していたことが本件会社の決算報告書により判明している。なお、徳島県に提出した決算報告書には、賃借物件の用途が『肥料置場』から『試験田』に改ざんされていた。」と記載している。

- (4) 徳島検察審査会の議決の要旨には、「当検察審査会は、本件不起訴裁定書及び不起訴記録、並びに審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果」と記載され、検察審査会は捜査記録を見て判断したものであり、上記(3)の記載は、該当文書が徳島県に存在することを示す証拠である。
- (5) 再生業者は、搬入量や販売量に関してフォーマット化して県に報告しなければならず、徳島県は〇〇社のデータを保有するはずである。
- (6) 既に情報公開済み又は情報提供済みの文書であっても、公開請求の対象として公開すべきである。
- (7) 本件請求については、このように修正してくれたら公開できるという事前の折衝がなく、いきなり不存在として拒否決定された。
- (8) 実施機関の非開示理由は、あたかも当該文書が「およそこの世の中に存在しない。」といわんばかりの説明であり、情報公開制度の趣旨に背くものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由等は、概ね次のとおりである。

##### 1 本件請求に至る経緯

- (1) 〇〇社は、食品工場等から排出される汚泥等を発酵処理し汚泥発酵肥料を製造・販売する会社であり、平成8年に知事から再生利用業の個別指定を受けたが、平成18年3月に指定を取り消され、その後平成18年7月に〇〇し、平成20年1月に破産手続が終結した。
- (2) 異議申立人が告発人の代理人として、〇〇農園及び善入寺への肥料搬入について、「肥料と称する産業廃棄物（汚泥）の不法投棄事件」であるとして、〇〇社の元代表取締役ほか1名を、平成19年8月と平成20年3月に告発した件につき、徳島地方検察庁は、平成21年10月23日不起訴処分としたが、この処分を不服として徳島検察審査会に審査を申し立てたところ、徳島検察審査会は、平成22年7月16日、不起訴不当の議決を行った。
- (3) 本件請求は、上記の徳島検察審査会の議決の要旨中「検察審査会の判断」の記載内容に基づき請求されたと推認できる。

##### 2 本件処分の理由等について

## (1) 全般的事項

実施機関は、警察及び検察庁の捜査並びに検察審査会の審査の内容の詳細については知り得ない。

検察審査会の議決の要旨中「検察審査会の判断」においては、元従業員らの供述が記載されるなど、関係者の供述等を重要な証拠とする判断が多く示されており、全般的に、実施機関が承知していない内容が数多く認められる。

これまで、異議申立人らの情報公開請求に対しては、真摯に対応し適正な公開に努めるとともに、任意の資料提供も行っており、本件処分も客観的事実に基づき判断したものである。

## (2) 個別的事項

### ア 請求1について

実施機関としては、「約1752トンの無償搬入」の事実については承知しておらず、「〇〇農園に対する約1752トンもの汚泥発酵肥料の無償搬入」を裏付ける文書で実施機関が保管する資料は存在しない。

なお、〇〇社による〇〇農園への汚泥発酵肥料の搬入に関し、実施機関として保有する文書は、「産業廃棄物再生利用業に係る業務報告書」及び「再生利用業に係る事業報告書（その2）」であるが、業務報告書については、告発人らに対して任意で資料提供しており、事業報告書については、告発人らに対して条例に基づき公開済みの資料である。

### イ 請求2、請求3、請求4及び請求5について

検察審査会における「約1752トンの無償搬入」という事実認定を前提としたものであり、検察審査会の事実認定について、実施機関としては承知しておらず、当該事実認定を前提とした資料も保有していない。

請求2について、〇〇農園で行われた作業に関し、〇〇社が人件費を負担していたことに関する資料は保有していない。

請求3について、「過小報告」という文言が含まれているが、実施機関にとって「過小報告」は不知の事項である。

請求4について、「虚偽報告」という文言が含まれているが、実施機関にとって「虚偽報告」は不知の事項である。

請求5について、〇〇社が借地代金を〇〇農園に支出したことに関する資料は保有していない。

### ウ 請求6について

検察審査会の「議決の要旨」中「検察審査会の判断」の記載内容からすれば、検察審査会は、「肥料置場」として「借地代金を支出してまで本件各土地以外にも数カ所にわたって汚泥発酵肥料を搬入」していた事実を「〇〇社の決算報告書」

から確認しているようであるが、「議決の要旨」の文脈からすれば、檢察審査会は、当該「〇〇社の決算報告書」と「徳島県に提出した決算報告書」を比較対照したうえで、賃貸物件の用途の改ざんを指摘したものと推認される。

実施機関に提出された決算報告書では、「試験田」として報告されているが、当該書類のみをもって、記載内容が改ざんされたものか否かを判断することは困難である。

また、当時において改ざんされていたとの認識もなく、「改ざん」との認識及び判断は、二つの決算報告書を比較対照することによって初めて明らかとなる事柄であり、「改ざんされていたことがわかる県保管の資料」は存在しない。

なお、実施機関が保管する「試験田」の記載がなされている決算報告書については、告発人らに対して条例に基づき公開済みの資料である。

## エ 請求7について

実施機関は、平成18年3月に〇〇社に対し、再生利用業の指定取消処分を行っているが、その処分理由は、「再生利用個別指定の基準に適合しなくなったと認められるため」であって、行政処分に至る監視指導及び行政処分の検討段階において、〇〇社提出書類の記載内容の真偽を問題とした事実はない。

また、実施機関は、〇〇社提出書類の記載内容の真偽を判断する資料を保有しておらず、「虚偽報告」は不知の事項であり、こうした視点で行政処分や告発を検討していた事実はなく、その事実がなかったことを証する書類も存在しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 文書の特定について

(1) 実施機関は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、事業者から報告を求めることができ、〇〇社による汚泥発酵肥料の販売等に関して次のアからエまでの文書（以下「事業報告書等」という。）を保有しており、これらを当審査会において見分した。

ア 再生利用業に係る事業報告書（その1）（以下「事業報告書1」という。）

イ 再生利用業に係る事業報告書（その2）（以下「事業報告書2」という。）

ウ 産業廃棄物再生利用業に係る業務報告書（以下「業務報告書A」という。）

エ 決算報告書（第10期乃至第12期）（以下「決算報告書B」という。）

(2) 実施機関は、事業報告書1、事業報告書2及び決算報告書Bについては、告発人に対して条例に基づき公開済みの資料であり、業務報告書Aについては、告発人に対して任意で資料提供している旨を説明するが、条例に基づき公開済み又は任意で提供済みの資料であっても、公開請求の対象となる。

### 2 本件処分の妥当性について

(1) 請求1について

当審査会で事業報告書等を見分したところ、事業報告書2は、再生製品の販売等に関する報告であり、販売先「〇〇」に対し、平成14年11月に90tを無償で、平成14年12月に500袋を単価100円で販売したことが記載されているが、「約1752トン」の汚泥発酵肥料を「無償で」搬入したことは記載されていない。

よって、請求1の「〇〇社が平成14年、〇〇農園に対して約1752トンの汚泥発酵肥料を無償で搬入したことに係る徳島県保管の資料」は存在しないという実施機関の説明は、不合理とはいえない。

したがって、請求1について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

(2) 請求2について

当審査会で事業報告書等を見分したところ、〇〇農園で行われた作業に関し、〇〇社が人件費を負担していたことは確認できず、〇〇農園で行われた作業に関し、〇〇社が人件費を負担していたことに関する資料は保有していないという実施機関の説明に、不合理な点はない。

したがって、請求2について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

(3) 請求3及び請求4について

請求3には「過小報告」、請求4には「虚偽報告」という文言が含まれており、請求7の「虚偽報告」の文言を勘案すると、「過小報告」及び「虚偽報告」という文言に意義があると判断したもので、実施機関にとって「過小報告」及び「虚偽報告」は不知の事項であるから、請求3の「搬入量を過小報告していたことに関する徳島県保管の資料」及び請求4の「販売したとの虚偽報告をしていたことに関する徳島県保管の資料」を保有していないという説明は、不合理とまではいえない。

したがって、請求3及び請求4について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

(4) 請求5について

当審査会で事業報告書等を見分したところ、〇〇社が借地代金を〇〇農園に支出したことは確認できず、〇〇社が借地代金を〇〇農園に支出したことに係る資料は保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

したがって、請求5について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

(5) 請求6について

当審査会において決算報告書Bを見分したところ、「試験田」として報告されて

いるが、当該書類のみをもって、「肥料置場」から「試験田」に改ざんされていたことを判断することは困難であり、また、請求7の「虚偽報告」の文言を勘案すると、「改ざん」という文言に意義があると判断したもので、「改ざんされていたことがわかる」資料は保有していないという実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

したがって、請求6について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

#### (6) 請求7について

実施機関にとって、〇〇社の「虚偽報告」は不知の事項であり、「虚偽報告」に関して行政処分や告発を検討した事実はなく、その事実がなかったことを証する書類も存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。

したがって、請求7について保有していないとして公開請求を拒否した決定は妥当である。

### 3 決定に至る過程について

一般に、対象となる公文書が不存在の場合には、その旨を請求者に説明するなど適切な情報提供を行い、理解を求め、その上でなお請求の意思が明確である場合に、請求拒否決定を行うことが望ましい。

実施機関は、本件処分に先立ち、決定期間を延長しているが、延長後の期間を含めて本件請求から本件処分までの間に、請求者の意思を確認せずに本件処分をしており、適切な対応だったとはいえない。

実施機関は、公開請求に対し、より適切に対応するため、請求者に対し、保有する公文書等について参考となる情報の提供をすべきである。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 付言

条例に基づく公開請求は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号。以下「行政手続条例」という。）第2条第1項第5号にいう申請に当たることから、同第8条により、公開請求を拒否する処分をする場合は、その理由を書面により示さなければならないとされている。

本件公文書公開請求拒否決定通知書には、「公開請求を拒否することとした理由」について、「請求の対象となる文書が不存在であるため」と記載しているが、一般に、文書の不存在を理由とする請求拒否決定に際しては、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在

していないことの原因についても理由として付記することが求められる。

したがって、本件処分における理由付記は、行政手続条例第8条の趣旨に照らし、不十分であると言わざるを得ず、実施機関においては、今後の対応においては上記の点につき、留意すべきである。

## 第7 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年10月18日	諮問
11月4日	実施機関からの理由説明書を受理
12月24日	異議申立人からの意見書を受理
平成23年2月28日	審議（第86回審査会）
3月18日	異議申立人からの口頭意見陳述，実施機関からの口頭理由説明，審議（第87回審査会）
4月13日	審議（第88回審査会）
6月3日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第89回審査会）
8月10日	審議（第90回審査会）
平成24年1月19日	審議（第95回審査会）
2月22日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第96回審査会）
3月14日	審議（第97回審査会）



## 徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

大道晋委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第8条第1項の規定により、会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。